

# イベント、行事等で 食品を提供される皆様へ

イベント、行事等で会場で調理して食品を販売する際には、食品衛生法で定めている営業許可が必要です。また、袋詰めされた食品を販売するには宮崎県条例による登録が必要な場合があります。

**※ 会場で調理できる食品は品目に制限があります。**

**(食品による事故を防ぐために、何でも提供はできません!!)**

詳細は「都城保健所 衛生担当 (電話 0986-23-4504)」までお問い合わせください。

## 1 会場で調理する場合



**臨時営業許可 (飲食店営業又は菓子製造業) が必要です。**

※ 飲食店営業 (例: たこ焼き等) と菓子製造業 (例: クレープ等) の2種類の営業を行う場合、2種類の営業許可 (申請書2枚提出) が必要です。

★テント、手洗い及び手指消毒設備等の設備が必要です。

## 2 既製食品 (許可施設で製造し、包装済みのもの) を販売する場合

**行商の登録が必要です。**

(問い合わせ先)  
都城保健所 衛生担当  
〒885-0012 都城市上川東 3-14-3  
電話 0986-23-4504  
FAX 0986-23-0551



別表 1

## 臨時営業における取扱品目

(更新年月：H28年3月)

	飲食店営業		菓子製造業
屋内・外で 認めるもの	めん類	うどん、そば、やきそば、スパゲティ、 ラーメン	回転焼き、 ドーナツ、 どら焼き、たい焼、 大学いも、 だんご類及びまんじゅ う類（加熱後調理しな いもの）、 焼き菓子類、 クレープ、 ワッフル、 ポップコーン及びボン 菓子（キャラメル等で 味付けしたもの）、 チョコバナナ等のチョコ フォンデュ
	めし類	おこわ類、炊き込みご飯類、カレー、白飯、 お粥、雑炊	
	揚げ物	フライドポテト、てんぷら、から揚げ、 コロッケ、さつま揚げ、フライ アメリカンドッグ類	
	焼き物	焼きいか、たこ焼き、焼き鳥、焼き肉、 うなぎのかば焼き、焼き魚介類、お好み焼き、 箸巻き、もんじゃ焼き、野菜炒め、ピザ、 チヂミ、トルティーヤ	
	煮 蒸し物	おでん、味噌汁・豚汁等の汁物、ぎょうざ、 しゅうまい、ポイルドチキン	
	飲 料	ジュース（既製品の小分けに限る）、ぜん ざい、あま酒、コーヒー、 ビール、焼酎、紅茶、牛乳類、 クリームソーダ	
	ア イ ス ク リ ー ム 類	削氷、アイスクリーム、ソフトクリーム	
	そ の 他	ホットドッグ類、ハンバーガー、ホットサ ンド（但し具材に卵の使用は認めない）、 タコス（既製品の皮を使用すること） 缶詰類冷やしフルーツ	
条件を付けて 屋内外で認め るもの	凍結前加熱 冷凍食品	肉巻きおにぎり、焼きおにぎり きりたんぼ、焼き飯類	
		チキン南蛮	
屋内のみ 認めないもの	中華バイキング	ういろ類	
	弁当、寿司類、サラダ類、冷麺類、刺し身類、 おにぎり、焼きおにぎり、焼き飯、ピラフ（凍結前加熱 冷凍食品を除く）、 パエリア、冷汁、タコライス、オムライス、ツイスター、 ひつまぶし スムージー、生搾りジュース類、冷凍果実もしくは冷凍 果実の入った氷の削氷（冰雪製造業許可施設で製造され たものを除く）	だんご類及びまんじ ゅう類（加熱後調理 するもの）	
許可を要しな いもの	焼きいも、トウモロコシ、枝豆類、 加温饅頭（既製品の加温行為に限る）、 リンゴ飴、ブドウ飴、イチゴ飴	綿菓子、 白もち（餡入りを除く）、 ポップコーン及びボン 菓子（塩味のみ）	

## 取扱等の制限

## I 全体的な取扱事項

- 1 臨時許可施設で簡易に調理できる品目であること。
- 2 当日調理とし、前日調理しないこと。
- 3 加熱する品目は、加熱を最終工程とし、加熱後の調理はしないこと。（白もちを除く）
- 4 加熱しない品目は、原則として既製食品を使用すること。
- 5 加熱後及びそのまま提供する食品にあつては、衛生手袋等を着用し、素手で扱わないこと。
- 6 容器類はワンウェイとし、再使用しないこと。

シレイ4043- 6-

住所

氏名

平成28年8月24日 付けで申請のあった 営業  
については、食品衛生法第52条の規定により次のとおり許可します。

平成28年8月30日

宮崎県 都城保健所長 和田 陽甫

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称
- 3 営業の種類
- 4 有効期間 平成28年8月30日 から  
平成34年8月31日 まで
- 5 条件

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

業 種 飲食店営業

営業場所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

**臨時営業許可済証**

自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

都城保健所・都城地区食品衛生協会